前橋市総合福祉会館及び第四コミュニティセンター利用について

１　団体登録について

（１）福祉会館・第四コミュニティセンターを初めて利用する団体・グループは、「前橋市総合福祉会館団体登録申請書　兼　変更申請書、前橋市第四コミュニティセンター利用団体登録申請書　兼　変更申請書（以下「登録申請書」」を提出してください。申請書を提出後、概ね１週間程度の審査期間後、利用可否の結果を連絡します。

（２）登録にあたり、下記の要件を満たす必要があります。

１　構成員が３人以上いる団体であること。

２　構成員の半数以上が前橋市在住・在勤または在学であること。

３　団体の代表者が前橋市に在住、在勤または在学の高校生以上であること。

４　下記「利用できない例」に該当しないこと。

５　構成員の名簿を備えており、名簿を求められた場合に速やかに提出できる。

（３）代表者、団体名等「登録申請書」に記載した内容に変更が生じた場合は、速やか変更申請をしてください。

【利用できない例】

○「営利」に該当するとき。

※活動等のうち主たる目的が物品の売買又は企業・宣伝にある場合。

講師謝礼が著しく高額であるとき。（会費は、できるだけ低額が望ましい。）

○「政治」「宗教」に該当するとき。（勧誘等行うとき。）

○企業等が不特定多数を対象とする有料の催し物で利用するとき。

○公益を害し、又は風俗を乱すおそれがある場合。

○建物又は付属物を破損するおそれがある場合。

○その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

２　利用の予約・申請について

（１）別冊「利用案内（令和８年１月）」のとおり（受付窓口で配布。）